

令和2年度 就学援助制度のお知らせ（新規）

京都府立洛北高等学校附属中学校
京都市教育委員会

京都市では、お子さんが、小・中学校へ就学するにあたり、経済的な理由により、お困りの保護者に対し、学用品費、給食費等を援助する就学援助制度を設けています。希望される方は、保護者の方が申込書等を直接学校に持参してください。
※京都市立小学校卒業時に受けていて、引き続き希望される方も、新規申込みをしていただく必要があります。

1 就学援助を受けられる方

（表1）次の①～⑥のいずれかに該当する方（保護者が京都市在住の方に限られます。）

申込理由	申込に必要な書類
①生活保護を受けている方（教育扶助 受給） ②生活保護を受けている方（教育扶助 非受給）	申込書のみを学校に提出してください。
③ 平成31年4月1日以降に生活保護が停止 又は廃止となった方（世帯変更の場合を除く） ④ 児童扶養手当を受給中の方（※1）	● 就学援助新規認定申込書（様式A） ● 就学援助に係るマイナンバー申告書（※3） ● 申込者のマイナンバーが確認できる書類【提示のみ】
⑤ 経済的理由により就学困難な状態にある方 （所得要件あり）（※2） ⑥ その他特別な事情のある方 （火災、地震、水害等不慮の事故や災害など）	学校にご相談ください。

③・④・⑤の理由で申込みの方は、マイナンバーを申告いただき所得等を調査し認定審査を行います。

※1 児童扶養手当を受給中の方は、審査で所得が超えていても、児童扶養手当を受給していることが確認できれば認定します。その場合は、児童扶養手当の証書の写しを提出いただくこととなります。

※2 不認定の場合でも年度途中の失業等により認定できる場合がありますので、学校に相談ください。

※3 令和2年1月1日時点で京都市に住民票がない方や、住民票があっても勤務地等の関係で他都市で課税されている方はマイナンバーでの所得調査ができないため、公的機関が発行するいずれかの書類をご提出ください。

- ・ 課税証明書（区役所等で発行、手数料必要）
- ・ 特別徴収税額の決定・変更通知書（勤務先より6月頃に配布）
- ・ 市民税・府民税納税通知書（自営業の場合に市町村から6月頃に送付）

なお、令和2年4月～同年6月末までの認定は、平成31年度の証明書（平成30年所得）、7月以降は、令和2年度の証明書（令和元年所得）で審査します。

【マイナンバーが確認できる書類】申込時に提示ください。確認後すぐに返却いたします。

個人番号カードの見本



通知カードの見本



※マイナンバーが確認できる書類は、申込者(保護者)1名のみです。

※マイナンバーが確認できる書類がない場合は、区役所が発行された住民票記載事項証明書

(マイナンバー付き)を提示してください。

2 所得基準額 <(表1)の申込理由 ③・④・⑤の認定>

- 世帯全員(扶養対象として確認された方及び高校1年生相当以下の方を除く)の合計所得が<所得基準額>と<加算項目>の合計以下であれば、就学援助を受けることができます。

(表2)

世帯人数	<所得基準額>
2人	1,820,200円
3人	2,331,200円
4人	2,792,700円
5人	3,219,200円
6人	3,573,600円
7人以上	1人につき 354,400円加算

(表3)

<加算項目>	下記の事情がある場合は、1項目または1人につき23万円を左表の<所得基準額>に加算します。
(ア) 妊婦	→ 証明(母子手帳の写し)必要
(イ) 産婦(出産後6か月以内)	→ 証明(母子手帳の写し)必要
(ウ) 高齢者(70歳以上)	→ 令和2年4月1日時点年齢 (昭和25年4月1日以前生まれの方)
(エ) 母子・父子世帯	
(オ) 障害のある方 (障害者手帳で1～3級又は療育手帳Aと同程度と認められる方)	→ 証明(手帳の写し等)必要
(カ) 入院・在宅の長期療養者 (3か月以上治療中の方)	→ 証明(診断書)必要
(キ) 18歳未満の子が3人以上 いる世帯(18歳未満の3人目以降について、1人増すごとに23万円を加算します。)	→ 令和2年4月1日時点年齢 (平成14年4月2日以後生まれの方)

※ 世帯人数は、同居されている全ての方となります。(ただし、同居されていない場合でも、単身赴任の方の場合等、生計を一とする場合は世帯に含まれます。)

※ <所得基準額>と照らし合わせる世帯の所得額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や、確定申告書の「所得の合計額」を参考にしてください。

※ 世帯の合計所得が<所得基準額>以下であれば、所得基準額に加算する必要があるため、<加算項目>に該当があっても証明書類は提出不要です。

認定例

(世帯が父・母・中学1年・5才(幼稚園)の4人世帯で母親が妊婦である場合)

<所得基準額>
(表2)参照
2,792,700円
(4人世帯)

+

<加算項目>
(表3)参照
230,000円
(妊婦による加算)



世帯の合計所得金額が
3,022,700円以下である場合
就学援助を受けることができます。

3 認定について

申込は随時受け付けていますが、申込日により審査する所得の基準年が異なり、認定期間は次のとおりです。

申込日	審査基準となる世帯の年間所得	認定期間
5月15日まで	平成30年所得 (平成30年1月～12月分)	令和2年4月1日～同年6月30日
5月16日から6月30日		申込月の1日～同年6月30日
7月以降～令和3年3月31日	令和元年所得 (平成31年1月～令和元年12月分)	申込月の1日～令和3年6月30日

※ 6月末までの申請分は、「平成30年所得」で令和2年6月30日までの認定について審査し、7月以降の認定については令和2年6月に改めて「令和元年所得」で審査します(申込書を再度提出する必要はありません)。

※ 転入生は、転入日から1か月以内の申込みであれば、転入日からの認定となります。

4 就学援助の内容

（表4）（申込まれた時期により対象とならない場合があります。）

支給内容		支給金額（中学校）
①学用品費・通学用品費 ・校外活動費 （遠足等の交通費と見学料） 【注1】	（前期）	1年 12,530円 2,3年 13,665円
	（後期）	同上
②校外活動費（花背山の家・みさきの家 等泊まりがけで行くもの）		実費（一部対象外経費あり）
③体育実技用具費 （スキー・スケート・剣道・柔道）		授業用で、全員が購入することになっている用具の実費 （ただし種類や金額に制限あり）
④新入学学用品費 【注2】 （入学前及び4月認定の新1年生のみ）		60,000円
⑤通学費 ※距離要件があります		実費（限度額あり。定期券の写しが必要。） 【注3】
⑥修学旅行費 【注4】		57,300円以内
⑦日本スポーツ振興センター 災害共済掛金		免除（京都府が直接日本スポーツ振興センターに支払います）

【注1】生活保護（教育扶助）を受給中の方は、①のうちの校外活動費（中：2,330円）及び⑥、⑦が対象です。
それ以外については、保健福祉センターから交付されます。

【注2】京都市立小学校在籍時に「新入学学用品費（入学前支給）」を既に受給されている方は、交付されません。また、生活保護制度の「入学準備金」を受給された方又は他市町村から「入学準備金」若しくは「新入学学用品費」に相当する費目を受給された方は、交付対象外です。

【注3】通学費に係る補助を申請する場合、定期券の券面の写し等を学校に提出する必要があります。

【注4】中学校の修学旅行で航空機を利用した場合60,300円以内となります。

よくある質問

Q 1. 入学前に就学援助の申込みをしましたが、入学後に再度申込みをする必要がありますか？

A 1. 入学前に申込みされた場合は、入学後の申込みは必要ありません。ただし、申込みをされた時の世帯状況と変更がある場合は、学校に相談ください。

Q 2. 小学5年生の姉がすでに就学援助を受けていますが、新1年生の弟の申込みは必要ですか？

A 2. 必要です。申込書は1人につき1枚必要になりますので、別途申込みをお願いします。

Q 3. なぜマイナンバーを申告する必要があるのですか？

A 3. マイナンバーを活用することで所得金額等を確認することができ、証明書の提出が不要となるためです。

Q 4. マイナンバーの申告は、来年度以降も必要となりますか？

A 4. 一度申告いただければ、世帯状況の変更等で所得確認が必要となる方（満16歳以上の方）が増えない限り、再度申告書の提出は不要です。

Q 5. 祖父母と同居していますが、祖父母のマイナンバーも申告する必要がありますか？

A 5. 同居の方全員について所得の確認が必要です。祖父母のマイナンバーも申告していただく必要があります。
※Q 6の質問も参照してください。

Q 6. マイナンバーが確認できる書類は世帯全員分を準備する必要がありますか？

A 6. マイナンバーが確認できる書類が必要な方は申込者（保護者）1名のみです。申込者以外のマイナンバーは、申込者が記載誤り等がないかを確認してください。

Q 7. 30年所得は所得基準額を超えていますが、令和元年所得は基準額以内になりそうです。新入学学用品費は支給されますか？

A 7. 30年所得が所得基準額を超えている場合は新入学学用品費は支給できません。なお、6月の調査で令和元年所得が基準額以内であれば、7月からの認定はできます。ただし、新入学学用品費は対象となりません。

Q 8. 私は配偶者特別控除の対象になっています。私の所得はどのような扱いになりますか？

A 8. 配偶者特別控除の方の所得は、世帯の所得として合算します。

Q 9. 昨年途中に失業し、現在も求職中です。就学援助を受けることはできますか？

A 9. 失業が確認できるもの（雇用保険受給資格者証等）を提出してください。その方の所得は0円とみなし、世帯の合計所得を算出し判断します。

Q 10. 他の保護者や子どもの友達に知られたくありません。

A 10. 申込みをしたことはもちろん、認定や受給について他の人に知られないようにしています。

お問合せ先

京都府立洛北高等学校附属中学校 （電話 781 — 0020 ）

